

(5) 障害者施策に関する情報提供等

政府等が実施している各種障害者施策の状況について積極的に情報提供していくことは、国民の理解と協力を得ながら施策を進める上で欠くことのできないものである。

「障がい者制度改革推進会議」は全国の障害のある人を始め関係者の関心が極めて高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、特に積極的な情報提供に配慮している。具体的には、毎回の会議の開始から終了までの全状況をインターネットによるオンデマンド配信として、動画、音声、手話、要約筆記の文字情報により提供している。これに加え、会議資料を当日の会議開始前に内閣府のホームページに掲載し、また、事後的には、会議の逐語的な議事録及び要点を抜粋した議事要録も掲載している。

なお、推進会議の運営に当たっては、障害のある委員の参画に資するため、視覚障害者のための資料の点字訳の提供、知的障害者のためのルビを振った資料の提供、聴覚障害者のための手話通訳者の配置、要約筆記の提供、磁気ループの敷設などの配慮を講じている。

また、内閣府のホームページでは、上記に加えて「障害者白書」を掲載するとともに、「障害者施策関係予算の概要」、「障害者基本計画に基づく『重点施策実施5か年計画』の進捗状況」、「都道府県・指定都市における障害者施策関係単独事業の実施状況」等について毎年調査し、公表している。また、視覚障害のある人のための音声コードを付与した後期5か年計画を作成・配布するとともに、知的障害のある人が「障害者基本計画」及び後期5か年計画の内容を理解しやすくするため、「わかりやすい障害者計画」を作成し、配布するとともに、内閣府ホームページにも掲載し、その普及を図っている（視覚障

害のある人のための音声コードについては、内閣府ホームページを参照）。



わかりやすい障害者計画パンフレット

2. 福祉教育等の推進

(1) 学校教育における取組—交流及び共同学習の推進

学校教育において、福祉についての正しい理解を深めることは重要なことであり、具体的には、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図っている。

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、すべての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられる。

このため、平成20、21年に改訂された幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学

習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を積極的に設ける旨が規定されるとともに、23年8月の改正障害者基本法においても、交流及び共同学習の推進が引き続き明記されたことを踏まえ、今後ともその一層の推進を図ることとしている。

(2) 地域住民への啓発・広報

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

また、社会教育施設における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年の学校外活動や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉知識の普及・啓発を行っている。

3. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始めとする公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

このため、平成17年2月には、旧本部のもとで開催されていた「障害者施策推進課長会議」（障がい者制度改革推進本部の設置（平成21年12月8日閣議決定）に伴い廃止されたが、引き続き各省等は連携して施策の推進に努めている。）の下に設置された「公共サービス適切対応推進チーム」において、障害者団体からの意見聴取や国の窓口現場の調査などを行い「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を作成し、配布するとともに、内

閣府ホームページに掲載し、その普及を図っているところである。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国8か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、手話、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。

更生保護官署職員に対する各種研修においては、障害のある人に対する理解を含む人権全般に関する講義及び精神障害のある人に関する知識を深める講義や、精神障害のある人等が入所する施設の見学を実施する等、職員の経験や業務内容に応じた研修を行うことにより、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

4. ボランティア活動の推進

(1) 学校におけるボランティア教育

学校教育において、相手を思いやる心や親切にすること、公共の精神などの豊かな人間性を育むことは大変重要である。

新しい学習指導要領においても、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。具体的には、①小学校において、身近な人々と協力し助け合う態度や、相手の立場を理解し支え合う態度を身に付けること、②中学校において、多くの人々の善意や支えにより、日々